

七北田公園体育館管理運営要領

(平成15年11月14日建設局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、七北田公園の一部（体育館を含む。以下「体育館」という。）の管理運営について、仙台市都市公園条例（昭和40年仙台市条例第32号。以下「条例」という。）及び仙台市都市公園条例施行規則（昭和41年仙台市規則第22号。以下「規則」という。）その他別に定めがある場合を除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民利用施設予約システム規則 仙台市市民利用施設予約システムの運用及び利用者登録等に関する規則（平成15年仙台市規則第87号）をいう。
- (2) 利用者登録者 市民利用施設予約システム規則第5条に定める利用者登録を行った者
- (3) 利用者カード 市民利用施設予約システム規則第8条第一項に定める利用者カード

(供用時間及び休館日等)

第3条 規則第5条ただし書きの市長が必要と認めるときは、次の各号に定める場合をいう。

- (1) 体育館の維持管理のために整備を行う期間又は時間及び毎月の施設の保守点検を行う場合
- (2) 災害、事故その他やむを得ない事由により、体育館を使用することができない場合又は著しく困難である場合
- (3) 第9条の規定により優先使用申込みの承認を行った場合
(17.3 第3項 追加)

(専用利用の申込み)

第4条 規則第6条第3項に規定する専用利用申込書は様式1のとおりとする。

- 2 専用利用の申込みをできる者は、団体利用者とする。ただし建設局長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- 3 専用利用申込みを使用とする者は、連続する3日を超えない範囲で使用を申込みことができる。ただし、建設局長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(抽選)

第5条 体育館を専用利用するため抽選申込みを行おうとする者は利用者カードを提示のうえ、体育館の窓口又は市民利用施設予約システム規則第3条第2項第1号及び第2号に定めるサービスの利用により申込を行うものとする。

- 2 前項に定める抽選申込みは、使用日の属する月の7月前の月の16日から同月末日までの期間に行うものとする。
- 3 市長は、1申込者について使用しようとする月あたり5回まで抽選申込みを受付けるものとする。
- 4 抽選申込みを受付けられた者のうち、第2項に定める期間内に抽選申込みに係る使用を行わないことになったときは、速やかに抽選申込みの取消しを行うものとする。
- 5 市長は、第1項の規定により抽選申込を受付けた場合は、第2項に定める期間の属する月の翌月の1日に抽選を行い、1申込者について使用しようとする月あたり5回を上限に当選の承認を行うものとする。

6 当選の承認を受けた者は、抽選を行った日の属する月の9日までに体育館の窓口で使用申込を行わなければならない。

7 当選の承認を受けた者が、前項に規定する日までに、当選の承認に係る使用を行わないことになったときは、速やかに当選の辞退の申出を行うものとする。

(使用回数の制限)

第6条 1 利用者について1月あたりの使用回数は、当選による使用回数を含む10回までとする。

(25.11 第6条 改正)

(仮予約)

第7条 体育館の専用使用申込みを行おうとする者のうち利用者登録者は、仮予約の承認を受けることができる。

2 前項に規定する仮予約の承認を受けようとする者は、使用日の属する月の6月前の月の2日の午前9時から使用日の14日前の日までの期間に市長あて仮予約申込みを行うものとする。

3 仮予約を行おうとする者は市民利用施設予約システム規則第三条第二項第一号及び第二号に定める方法で仮予約の申込を行うものとする。

4 市長は仮予約の申込みがあった場合は、次の各号に該当する場合以外は、仮予約の承認を行うものとする。

(1) 第2項に定める期間以外の期間に仮予約の申込みがなされた場合

(2) 第3項に定める方法以外の方法で仮予約の申込みがなされた場合

5 仮予約の承認の有効期限は仮予約の申込を行った日から起算して8日後の日とする。ただし、期限の日が施設の休館日にあたるときは、その直後の開館日とする。

6 仮予約の承認の有効期限までの期間は、当該仮予約の承認を受けた者以外の者は、当該仮予約の承認に係る使用と重複する使用に係る使用申込み及び仮予約申込みを行うことができないものとする。

7 仮予約の承認を受けた者が、仮予約の有効期限の日までに、当該仮予約に係る使用を行わないことになったときは、仮予約申込みの取り消しを行うものとする。

(使用取りやめ申出手続きの特例)

第7条の2 規則第6条の2ただし書に規定する当該許可をした者が特別な事由があると認められるときは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 登録者が次の各号に該当する利用取りやめを行う場合

ア 口座振替により使用料を納入する旨登録された者が取りやめを行う場合

イ 使用料を納入した後に取りやめを行う場合

ウ 利用日の14日以前の日に取りやめを行う場合

(2) 予約システム規則第3条第2項第1号又は第2号に掲げる方法を利用して利用取りやめを行う場合

2 前項に該当する利用取りやめがあった場合は、同項第2号に定める取りやめ操作が完了した日をもって、規則第6条の2に定める利用取りやめ申出書の提出があったものとみなす。

(25.11 第7条の2 追加)

(使用申込み期間の特例)

第8条 規則第6条第4項ただし書に定める市長が特に必要と認める場合は、第9条に定める優先使用申込みの承認を受けた者が使用申込みを行う場合とする。

(25.11 第8条改正)

(優先使用の申込み等)

第9条 優先使用申込みを行おうとする者は、専用使用申込書を使用日の属する月の12月前の初日から市長に提出することができる。

2 優先使用申込みの承認は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 仙台市及び市長が別に定める者が主催又は共催する事業に使用する場合
- (2) 仙台市又は各区レベルの住民組織の主催する大会等のために使用する場合
- (3) 区レベル以上で一定規模以上のアマチュア・スポーツ競技大会に使用する場合
- (4) その他建設局長が特に必要があると認める場合

3 参加するチーム数が10チーム以上であること。ただし、建設局長が認める場合はこの限りではない。

(19.3 第9条 第2項改正, 第3項追加)

(事前協議)

第10条 体育館を専用使用し大会、行事等を開催しようとする者は、使用申込みを行う前に施設と協議を行うものとし、主催者側の連絡責任を明確にしなければならない。

(原状回復)

第11条 使用後の原状回復は使用者が行うものとし、これに要した費用は使用者の負担とする。

2 使用者が自らの責任において原状回復ができない場合は、体育館等において原状回復し、これに要した費用は使用者の負担とする。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、規則第12条に規定するもののほか、使用承認書の記載事項を遵守するものとする。

2 使用者は、施設使用を開始する際は、使用承認書を受付け窓口に提示するものとする。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第13条 条例第22条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に有料公園施設の管理を行わせる場合における第5条第3項、第5条第5項、第7条第2項、第7条第4項、第8条及び第9条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(16.4 第13条 追加)

(17.3 第13条 改正)

附 則

この要領は、平成15年11月16日から実施する。

附 則(平成16年4月1日改正)

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成17年3月24日改正）

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成19年3月30日改正）

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成25年11月22日改正）

この要領は、平成25年11月23日から実施する。

附 則（平成31年4月22日改正）

この要領は、令和元年5月1日から実施する。